

# 小・中学校の指導要録

## I 指導要録改善の基本的な考え方

小・中学校の指導要録については、学習指導要領の改訂に伴い、その趣旨を考慮して、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日、以下「報告」）を受け、今回の改善が図られたものである。

「報告」においては、「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っていること、また、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っているとされている。

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、各学校で学習評価を計画的に進めていく上で重要な表簿である。

このようなことを踏まえ、次の諸点に留意しなければならない。

- 1 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要であること。その上で、新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価の改善を図っていくためには、以下の基本的な考え方に沿って学習評価を行うことが必要であること。
  - (1) きめ細かな指導の充実や児童生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する目標に準拠した評価を引き続き着実に実施すること。
  - (2) 新しい学習指導要領の趣旨や改善事項等を学習評価において適切に反映すること。
  - (3) 学校や設置者の創意工夫を一層生かすこと。
- 2 学習評価における観点については、新しい学習指導要領を踏まえ、以下の学習評価の主な改善点について留意すること。
  - (1) 各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から、観点別学習状況の評価の観点についても、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理して示し、設置者において、これに基づく適切な観点を設定することとしたこと。その際、「学びに向かう力、人間性等」については、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と観点別学習状況の評価にはなじまず、個人内評価等を通じて見取る部分があることに留意する必要があることを明確にしたこと。
  - (2) 「主体的に学習に取り組む態度」については、各教科等の観点の趣旨に照らし、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することとしたこと。

(3) 学習評価の結果の活用の際には、各教科等の児童生徒の学習状況を観点別に捉え、各教科等における学習状況を分析的に把握することが可能な観点別学習状況の評価と、各教科等の児童生徒の学習状況を総括的に捉え、教育課程全体における各教科等の学習状況を把握することが可能な評定の双方の特長を踏まえつつ、その後の指導の改善等を図ることが重要であることを明確にしたこと。

3 障害のある児童生徒に係る学習評価の考え方は、障害のない児童生徒に対する学習評価の考え方と基本的には変わらないが、児童生徒の障害の状態等を十分理解しつつ、様々な方法を用いて、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握することが必要であること。

## Ⅱ 改善の概要

### 1 改善の概要

#### (1) 全体について

ア 小学校における「外国語活動の記録」については、従来、観点別に設けていた文章記述欄を一本化した上で、評価の観点に即して、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入することとしたこと。

イ 教師の勤務負担軽減の観点から、①「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、要点を箇条書きとするなど、その記載事項を必要最小限にとどめるとともに、②通級による指導を受けている児童生徒について、個別の指導計画を作成しており、通級による指導に関して記載すべき事項が当該指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能とするなど、その記述の簡素化を図ることとしたこと。

#### (2) 「各教科の学習の記録」の欄について

ア 各教科の評価については、「観点」と「評定」を併用する。

イ 「観点」については、3観点とする。

ウ 「評定」については、学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し記入する。

#### (3) 「特別の教科 道徳」について

小中学校等における道徳科の評価については、28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」に基づき、学習活動における児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で記入する。

#### (4) 「外国語活動の記録」の欄について

小学校等における外国語活動の記録については、学習指導要領等に示す外国語活動の目標を踏まえ、評価の観点を記入した上で、それらの観点に照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

#### (5) 「総合的な学習の時間の記録」の欄について

この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、児童生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入す

る等、児童生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記入する。

(6) 「特別活動の記録」の欄について

各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各学校・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

(7) 「行動の記録」の欄について

各学校において、教育目標に沿って項目を追加できる欄を設けている。評価に当たっては、各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を付ける。

(8) 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄について

児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により記述する。特に、児童生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記入する。

- ① 各教科や外国語活動、総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 進路指導に関する事項（中学校のみ）
- ⑤ 児童の特徴・特技、学校内外におけるボランティア活動など、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- ⑥ 児童生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

## 2 様式等の制定に当たって特に留意すべき事項

- (1) 指導要録は、小学校、中学校を設置する地方公共団体の教育委員会がその様式等を定めるべきものである。なお、本県教育委員会は適切な指導助言を行う立場から、様式の参考例を示している。
- (2) 指導要録の様式等を定めるに当たっては、平成31年3月29日付け30文科初第1845号小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）によって示された様式等を参考にして、児童生徒を継続して指導していく上で一層役立つものとする等の観点から適宜工夫を加えることが望ましい。
- (3) 小学校及び中学校の特別支援学級の児童生徒に係る指導要録については、必要がある場合は、特別支援学校の指導要録に準じて作成する。

## 3 学校における取組等について特に配慮する事項

- (1) 各学校においては、児童生徒が学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容を身に付けているかどうかを適切に評価できるようにするため、学習指導要領に示す目標に照らして、児童生徒の学習の達成度を客観的に評価するための評価規準を作成し、評価の客観性、信頼性を高めるようにすることが必要である。
- (2) 各学校においては、評価の考え方について共通理解を図るとともに、校内研究・研修を通じて評価についての力量を高め、教職員が一体となって評価方法の改善充実に努めることが必要である。

## 4 経過措置

小学校は令和2年4月1日において、中学校は令和3年4月1日において、第2学年以上の学年に在籍する児童生徒に係る指導要録については、次のように取り扱う。

- (1) 従前の様式により既に作成されている指導要録の様式1（学籍に関する記録）については、指導要録の改善の通知に基づいて新たに作成される指導要録の様式1（学籍に関する記録）とみなして取り扱うことができる。
- (2) 指導要録の改善の通知に基づいて新たに作成される指導要録の様式2（指導に関する記録）については、従前の様式により既に作成されている指導要録の記載内容を転記する必要はなく、両者を併せて保存する。

## 5 その他

指導要録については、書面の作成、保存、送付を、情報の適切な管理を図りつつ、情報通信技術を活用して行うことは、設置者の判断により可能であり、その場合は上記の限りではない。

# Ⅲ 記入上の注意

## 1 全般的な注意事項

### (1) 記入の文字

ア 記入に当たっては、原則として常用漢字及び現代仮名遣いを用いる。ただし、固有名詞はこの限りでない。

イ 記入に当たっては、黒色又は青色のペン書きを原則とする。（保存年数に耐え得るもので、容易に消字することができない筆記用具を用いる。）

ウ 学籍に関する記録の「児童（生徒）」と「保護者」の欄の氏名は、ペン書きを原則とする。

エ ウの「児童（生徒）」と「保護者」以外の欄でゴム印を用いられるものは、正確で明瞭なゴム印を用いてもよい。

オ 書面の作成に当たっては、校務支援システム等を使用することも可とする。ただし、その際は、設置者が定める方針等に従って作成し、データ等の管理に十分留意する。

### (2) 記入の位置

学籍に関する記録の「校長氏名印」及び「学級担任者氏名印」、「児童（生徒）」及び「保護者」の「現住所」など、変更あるいは併記する必要があることのある欄については、その欄の上部から順に記入する。

### (3) 記入の時期

ア 入学時及び年度当初

(ア) 学籍に関する記録の「学級」、「整理番号」、「児童（生徒）」、「保護者」、「入学前の経歴」、「入学・編入学等」、「学校名及び所在地」、「年度」の欄、「校長氏名印」及び「学級担任者氏名印」の欄の氏名

(イ) 指導に関する記録の「児童（生徒）氏名」、「学校名」、「学級」及び「整理番号」の欄

## イ 年度末

- (ア) 学籍に関する記録の「校長氏名印」及び「学級担任者氏名印」の欄の印
- (イ) 指導に関する記録の「各教科の学習の記録」の観点及び評定、「特別の教科 道徳」  
「外国語活動の記録」（小学校）、「総合的な学習の時間の記録」  
「特別活動の記録」  
「行動の記録」  
「総合所見及び指導上参考となる諸事項」及び「出欠の記録」の各欄

## ウ 卒業時

学籍に関する記録の「卒業」及び「進学先」（小学校）、「進学先・就職先等」（中学校）の欄

## エ 事由発生時

- (ア) 学籍に関する記録の「転入学」及び「転学・退学等」の欄
  - (イ) 指導に関する記録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄
  - (ウ) 上記ア、イで挙げた欄のうちの必要事項
- (4) 記載事項の消除  
学籍に関する記録の「入学・編入学等」の欄の（第1学年入学）と（第 学年編入学）のうち、不必要なものは2本線で消す。
- (5) 記載事項の変更  
氏名、現住所等の記入事項に変更が生じた場合には、前の記入事項が読めるように2本線で消し、その都度必要事項を記入し、必要に応じて訂正年月日を入れる。
- (6) 記入事項の訂正  
記入事項に誤りがあった場合には、記入事項を2本線で消し、訂正した事項を記入する。なお、訂正箇所には訂正者の印を押す。

## [学籍に関する記録]

### 2 学籍の記録

この欄は、学齢簿の記載に基づき記入する。また、学校において、学齢簿の記載に誤りのあることを発見した場合には、市町村教育委員会に連絡し、教育委員会による学齢簿の訂正が完了した後、それに基づいて指導要録に記入することが望ましい。

#### (1) 児童（生徒）の欄

- ア 学齢簿の記載に基づいて記載する。氏名の振り仮名は、平仮名とする。
- イ 氏名の振り仮名は、学齢簿に記載されていない場合もあるので、学校において適切な方法で確認し記入する。
- ウ 「現住所」については、「鹿児島県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号」、「鹿児島県〇〇郡〇〇町〇〇番地〇〇」等、正確に記入する。

#### (2) 保護者の欄

- ア 「氏名」の欄には、児童生徒に対して親権を行う者を、親権を行う者のいないときは後見人を記入する。
- イ 「現住所」については、児童生徒の現住所と同一の場合は、「児童（生徒）の欄に同じ」と略記する。

#### (3) 入学前の経歴の欄

- ア 小学校の場合には、小学校に入学するまでの教育又は保育関係の略歴を、例えば「令和〇年〇月から〇年〇月まで〇〇幼稚園（保育所）在園（所）」と記入する。

イ 中学校の場合、中学校に入学するまでの教育関係の略歴を、例えば「〇〇町立〇〇小学校卒業」と記入する。

ウ 外国において受けた教育の実情など、この欄に記入する。

(4) 入学・編入学等の欄

ア 「入学」は、児童生徒が小・中学校の第1学年に入学した年月日を記入する。この年月日は、市町村立学校にあつては、その市町村教育委員会が通知した入学期日を、その他の学校にあつては、学校において定めた入学期日を記入する。

なお、期日に遅れて出校した場合にも、指定の入学期日を記入する。この場合、所定の出校日より遅れた日数は、通常は欠席として取り扱うことになる。他の学校に一旦入学した者が、第1学年の中途に転入学した場合には、この欄には記入せず「転入学」の欄に記入する。

イ 「編入学等」は第1学年の中途又は第2学年以上の学年時に、外国にある学校などから編入学した場合、又は児童自立支援施設若しくは少年院から移った場合など、就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合の児童生徒について、その年月日、学年を記入し、さらに年月日の下に、編入学以前の教育状況や編入学した事由等を記入する。（県内の児童自立支援施設の手続きについては、通常の転入学を参照すること。）

(5) 転入学の欄

ア 他の小・中学校（特別支援学校の小学部、中学部を含む。）から転校してきた場合に記入する。

イ この欄には、転入学の年月日、転入学年、前に在籍していた学校名、所在地及び転入学の事由等を記入する。

(6) 転学・退学等の欄

ア 上記(4)「入学・編入学等の欄」及び(5)「転入学の欄」に記入された日以降における異動、すなわち在籍していた児童生徒が、その学校を去った場合に記入する。

イ 他の小・中学校（特別支援学校の小学部、中学部を含む。）に転学する場合は、そのために学校を去った年月日（学校に出てきた最後の日）をこの欄の上部（ ）内に記入し、転学先の学校長から通知を受けた後、その受け入れた年月日の前日を下部に記入する。また、転学先の学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入する。

学校を去った年月日（学校に最後に出てきた日）とは、転学する児童生徒がその学校に在籍し、授業日数に数えた最後の日のことである。

(ア) 転学した学校が距離的に近く、学校を去ったその日に転入学した場合には、（ ）内の日付とその下部の日付は同日となる。この場合、児童生徒が、新旧両校にまたがって在籍することのないよう、転学先の学校にあつては受け入れた日をその翌日とする。

(イ) 転学に要する旅行期間は、「出欠の記録」の欄の記入においては「授業日数」に記入しない。

ウ 外国にある学校などに入るために退学する場合又は学齢（満15歳に達した日の属する学年の終わり）を超過している児童生徒の退学の場合には、校長が退学を認めた年月日を下部に記入し、その事由等を併せて記入する。

エ 児童自立支援施設への入所若しくは少年院への入院など就学義務の猶予・免除をする場合又は児童生徒の居所が1年以上不明である場合は、存在しない者として取り扱

い、校長が在学しない者と認めた年月日を上部（ ）内に記入し、下にその事由等を併せて記入する。

オ 児童生徒が死亡した場合は、上記エに準ずる。

(7) 卒業の欄

校長が卒業を認定した年月日（原則として3月末日であることが適当である。）を記入する。

(8) 進学先（進学先・就職先等）の欄

ア 小学校の場合

進学した中学校（特別支援学校の中学部及び中等教育学校の前期課程を含む。）名及び所在地を記入する。

イ 中学校の場合

(ア) 進学した者については、進学した学校名及び所在地を記入する。

(イ) 就職した者については、就職先の事業所名及び所在地を記入する。

(ウ) 就職しながら進学した者については、上記の両方を記入する。

(エ) 福祉施設に入所、通所した者については、施設名及び所在地を記入する。

(オ) 家事又は家業に従事した者については、その旨を記入する。

(カ) 卒業の際、進路が決まっていなくて記入できない者については、確定したときに記入する。

(キ) 学齢の超過による退学の場合には、退学後の状況もこの欄に記入する。

### 3 学校名及び所在地

(1) この欄には、学校名及び所在地を記入し、分校の場合には、分校名、所在地及び在学した学年等を併せて記入する。

(2) 学校名については、国、公、私立の別も明らかになるように、例えば「〇〇市立〇〇小学校」「学校法人〇〇学園〇〇中学校」のように正確に記入し、所在地も「鹿児島県〇〇郡〇〇町〇〇番地」「鹿児島県〇〇市〇〇町〇番〇号」等、正確に記入する。

(3) 分校の場合には、本校名及びその所在地を記入した上で、その下部に分校名を「〇〇村立〇〇中学校〇〇分校」のように記入し、所在地も正確に記入する。

### 4 校長氏名印・学級担任者氏名印

(1) 同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。

なお、臨時に担当した期間がある場合は、その期間を（ ）書きで記入する。

(2) 学年末又は児童生徒の転学・退学の際は、記入について責任を有する校長及び学級担任者が印を押す。

(3) 氏名の記入及び押印については、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。）を行うことで替えることも可能である。

[指導に関する記録]

5 各教科等の学習の記録

ここには、各教科に「観点」及び「評定」の2欄が設けられている。これは、児童生徒の各教科の学習の状況を総合的に把握するためのものであるため、各欄の性格を十分考慮して記入する。

(1) 「観点」の欄

この欄には、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価して記入する。

ア 表示の方法

各教科の観点ごとの目標の実現状況を、「十分満足できる」と判断されるものはA、「おおむね満足できる」と判断されるものはB、「努力を要する」と判断されるものはCとする。

イ 参考資料の活用

各教科の観点とその趣旨は、次のとおりである。

各学校においては、これらを参考にして単元等の評価規準を設定し、効果的な評価を行えるようにする必要がある。

〈 小 学 校 〉

教科		知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
国語	趣旨	日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている。	「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げている。	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えを広げたりしながら、言葉がもつよさを認識しようとしているとともに、言語感覚を養い、言葉をよりよく使おうとしている。
社会	趣旨	地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解しているとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめている。	社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したり、考えたことや選択・判断したことを適切に表現したりしている。	社会的事象について、国家及び社会の担い手として、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとしている。

教科		知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
算数	趣旨	<p>数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解している。</p> <p>日常の事象を数理的に処理する技能を身に付けている。</p>	<p>日常の事象を数理的に捉え、見通しをもち筋道を立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などを見だし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり目的に応じて柔軟に表したりする力を身に付けている。</p>	<p>数学的活動の楽しさや数学のよさに気付き粘り強く考えたり、学習を振り返ってよりよく問題解決しようとしたり、算数で学んだことを生活や学習に活用しようとしたりしている。</p>
理科	趣旨	<p>自然の事物・現象についての性質や規則性などについて理解しているとともに、器具や機器などを目的に応じて工夫して扱いながら観察、実験などを行い、それらの過程や得られた結果を適切に記録している。</p>	<p>自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行い、得られた結果を基に考察し、それらを表現するなどして問題解決している。</p>	<p>自然の事物・現象に進んで関わり、粘り強く、他者と関わりながら問題解決しようとしているとともに、学んだことを学習や生活に生かそうとしている。</p>
生活	趣旨	<p>活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付いているとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けている。</p>	<p>身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え、表現している。</p>	<p>身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学ぼうとしたり、生活を豊かにしたりしようとしている。</p>
音楽	趣旨	<p>曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解している。</p> <p>表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌ったり、演奏したり、音楽をつくったりしている。</p>	<p>音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもったり、曲や演奏のよさなどを見だし、音楽を味わって聴いたりしている。</p>	<p>音や音楽に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。</p>

教科		知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
図画 工作	趣旨	<p>対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解している。</p> <p>材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりしている。</p>	<p>形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもちながら、造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考えるとともに、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりしている。</p>	<p>つくりだす喜びを味わい主体的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。</p>
家庭	趣旨	<p>日常生活に必要な家族や家庭、衣食住、消費や環境などについて理解しているとともに、それらに係る技能を身に付けている。</p>	<p>日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。</p>	<p>家族の一員として、生活をよりよくしようと、課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って改善したりして、生活を工夫し、実践しようとしている。</p>
体育	趣旨	<p>各種の運動の行い方について理解しているとともに、基本的な動きや技能を身に付けている。また、身近な生活における健康・安全について実践的に理解しているとともに、基本的な技能を身に付けている。</p>	<p>自己の運動の課題を見付け、その解決のための活動を工夫しているとともに、それらを他者に伝えている。また、身近な生活における健康に関する課題を見付け、その解決を目指して思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。</p>	<p>運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、運動に進んで取り組もうとしている。また、健康を大切にし、自己の健康の保持増進についての学習に進んで取り組もうとしている。</p>
外国語	趣旨	<p>外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解している。</p> <p>読むこと、書くことに慣れ親しんでいる。</p> <p>外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けている。</p>	<p>コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。</p> <p>コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、音声で十分慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。</p>	<p>外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。</p>

〈 中 学 校 〉

教科		知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
国語	趣旨	社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている。	「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりしている。	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えを深めたりしながら、言葉がもつ価値を認識しようとしているとともに、言語感覚を豊かにし、言葉を適切に使おうとしている。
社会	趣旨	我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解しているとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめている。	社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したり、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりしている。	社会的事象について、国家及び社会の担い手として、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとしている。
数学	趣旨	数量や図形などについての基礎的な概念や原理・法則などを理解している。 事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けている。	数学を活用して事象を論理的に考察する力、数量や図形などの性質を見だし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を身に付けている。	数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考え、数学を生活や学習に生かそうとしたり、問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとしたりしている。
理科	趣旨	自然の事物・現象についての基本的な概念や原理・法則などを理解しているとともに、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本操作や記録などの基本的な技能を身に付けている。	自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行い、得られた結果を分析して解釈し、表現するなど、科学的に探究している。	自然の事物・現象に進んで関わり、見通しをもったり振り返ったりするなど、科学的に探究しようとしている。

教科		知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
音楽	趣旨	<p>曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解している。</p> <p>創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌唱、器楽、創作で表している。</p>	<p>音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもったり、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴いたりしている。</p>	<p>音や音楽、音楽文化に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。</p>
美術	趣旨	<p>対象や事象を捉える造形的な視点について理解している。</p> <p>表現方法を創意工夫し、創造的に表している。</p>	<p>造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考えるとともに、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。</p>	<p>美術の創造活動の喜びを味わい主体的に表現及び鑑賞の幅広い学習活動に取り組もうとしている。</p>
技術・家庭	趣旨	<p>生活と技術について理解しているとともに、それらに係る技能を身に付けている。</p>	<p>生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。</p>	<p>よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って改善したりして、生活を工夫し創造し、実践しようとしている。</p>
保健体育	趣旨	<p>運動の合理的な実践に関する具体的な事項や生涯にわたって運動を豊かに実践するための理論について理解しているとともに、運動の特性に応じた基本的な技能を身に付けている。また、個人生活における健康・安全について科学的に理解しているとともに、基本的な技能を身に付けている。</p>	<p>自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて、課題に応じた運動の取り組み方や目的に応じた運動の組み合わせ方を工夫しているとともに、それらを他者に伝えている。また、個人生活における健康に関する課題を発見し、その解決を目指して科学的に思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。</p>	<p>運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、運動の合理的な実践に主体的に取り組もうとしている。また、健康を大切に、自他の健康の保持増進や回復についての学習に主体的に取り組もうとしている。</p>

教科		知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
外国語	趣旨	<p>外国語の音声や語彙，表現，文法，言語の働きなどを理解している。</p> <p>外国語の音声や語彙，表現，文法，言語の働きなどの知識を，聞くこと，読むこと，話すこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けている。</p>	<p>コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，日常的な話題や社会的な話題について，外国語で簡単な情報や考えなどを理解したり，これらを活用して表現したり伝え合ったりしている。</p>	<p>外国語の背景にある文化に対する理解を深め，聞き手，読み手，話し手，書き手に配慮しながら，主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。</p>

ウ 中学校において選択教科を実施する場合の評価

選択教科を実施する場合は，各学校で観点を設定し，空欄に記入する。

(2) 「評定」の欄

ア 小学校の場合

第3学年以上の各教科の学習の状況について，小学校学習指導要領に示された各教科の目標に照らして，その実現状況を総括的に評価し記入する。

各教科の評定は，3段階で表し，3段階の表示は3，2，1とする。

その表示は，小学校学習指導要領に示された目標に照らして，その実現状況を「十分満足できる」と判断されるものを3，「おおむね満足できる」と判断されるものを2，「努力を要する」と判断されるものを1とする。

イ 中学校必修教科の場合

各学年における各教科の学習状況について，中学校学習指導要領に示された各教科の目標に照らして，その実現状況を総括的に評価し記入する。

各教科の評定は，5段階で表し，5段階の表示は，5，4，3，2，1とする。

その表示は，中学校学習指導要領に示された目標に照らして，その実現状況を十分満足できるもののうち，「特に高い」と判断されるものを5，「十分満足できる」と判断されるものを4，「おおむね満足できる」と判断されるものを3，「努力を要する」と判断されるものを2，「一層努力を要する」と判断されるものを1とする。

ウ 中学校において選択教科を実施する場合

選択教科を実施する場合は，各学校が評定の段階を決定し記入する。その際，評定の適切な決定方法等については，各学校において決定する。

エ 評定に当たっての留意事項

評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり，「観点」は，分析的な評価を行うものとして，各教科の評価を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。

## 6 特別の教科 道徳の記録

特別の教科 道徳の学習活動における児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で記入する。

## 7 外国語活動の記録

外国語活動の記録については、観点に照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

## 8 総合的な学習の時間の記録

### (1) 学習活動の欄

この欄には、総合的な学習の時間に行った学習活動を記入する。

どのような内容の学習をしたのかがわかるように、具体的な活動を要約して簡潔に記入する。(課題研究、郷土学習、環境問題といったような概括的な表し方だけの記述は避けるようにする。)

学習活動に関しては、次のア～ウが例示されているが、総合的な学習の時間の趣旨やねらいに即した適切な活動であれば、これ以外の活動を行うことも差し支えない。

ア 国際理解、情報、環境、福祉・健康、郷土などの横断的・総合的な課題

イ 児童生徒の興味・関心に基づく課題

ウ 地域や学校の特色に応じた課題

### (2) 観点（評価の観点及びその趣旨）

この欄には、指導の目標や内容に基づいて定めた評価の観点を記入する。

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識や技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解している。	実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。	探究的な学習に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとしている。

### (3) 評価の欄

この欄には、記載された評価の観点に関して、児童生徒の学習状況における変容や成長などその特徴を具体的に記入する等、児童生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記入する。

## 9 特別活動の記録

この欄には、学習指導要領の目標及び特別活動の特質等に沿って、各学校において定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

〈 小 学 校 〉 評価の観点及びその趣旨

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	<p>多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。</p> <p>自己の生活の充実・向上や自分らしい生き方の実現に必要なことについて理解している。</p> <p>よりよい生活を築くための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。</p>	<p>所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法について考え、話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。</p>	<p>生活や社会，人間関係をよりよく築くために，自主的に自己の役割や責任を果たし，多様な他者と協働して実践しようとしている。</p> <p>主体的に自己の生き方についての考えを深め，自己実現を図ろうとしている。</p>

〈 中 学 校 〉 評価の観点及びその趣旨

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	<p>多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。</p> <p>自己の生活の充実・向上や自己実現に必要な情報及び方法を理解している。</p> <p>よりよい生活を構築するための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。</p>	<p>所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法を話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。</p>	<p>生活や社会，人間関係をよりよく構築するために，自主的に自己の役割や責任を果たし，多様な他者と協働して実践しようとしている。</p> <p>主体的に人間としての生き方について考えを深め，自己実現を図ろうとしている。</p>

## 10 行動の記録

この欄には、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる児童生徒の行動について、項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。また、特に必要があれば、項目を追加して記入する。

各項目及びその趣旨は、次のとおりである。

〈 小 学 校 〉

項目	学 年	趣 旨
基本的な生活習慣	第1学年及び第2学年	安全に気を付け、時間を守り、物を大切にし、気持ちのよいあいさつを行い、規則正しい生活をする。
	第3学年及び第4学年	安全に努め、物や時間を有効に使い、礼儀正しく節度のある生活をする。
	第5学年及び第6学年	自他の安全に努め、礼儀正しく行動し、節度を守り節制に心掛ける。
健康・体力の向上	第1学年及び第2学年	心身の健康に気を付け、進んで運動をし、元気に生活をする。
	第3学年及び第4学年	心身の健康に気を付け、運動をする習慣を身に付け、元気に生活をする。
	第5学年及び第6学年	心身の健康の保持増進と体力の向上に努め、元気に生活をする。
自主・自律	第1学年及び第2学年	よいと思うことは進んで行い、最後までがんばる。
	第3学年及び第4学年	自らの目標をもって進んで行い、最後までねばり強くやり通す。
	第5学年及び第6学年	夢や希望をもってより高い目標を立て、当面の課題に根気強く取り組み、努力する。
責任感	第1学年及び第2学年	自分でやらなければならないことは、しっかりと行う。
	第3学年及び第4学年	自分の言動に責任をもち、課せられた役割を誠意をもって行う。
	第5学年及び第6学年	自分の役割と責任を自覚し、信頼される行動をする。
創意工夫	第1学年及び第2学年	自分で進んで考え、工夫しながら取り組む。
	第3学年及び第4学年	自分でよく考え、課題意識をもって工夫し取り組む。
	第5学年及び第6学年	進んで新しい考えや方法を求め、工夫して生活をよりよくしようとする。
思いやり・協力	第1学年及び第2学年	身近にいる人々に温かい心で接し、親切にし、助け合う。
	第3学年及び第4学年	相手の気持ちや立場を理解して思いやり、仲よく助け合う。
	第5学年及び第6学年	思いやりと感謝の心をもち、異なる意見や立場を尊重し、力を合わせて集団生活の向上に努める。
生命尊重・自然愛護	第1学年及び第2学年	生きているものに優しく接し、自然に親しむ。
	第3学年及び第4学年	自他の生命を大切にし、生命や自然のすばらしさに感動する。
	第5学年及び第6学年	自他の生命を大切にし、自然を愛護する。

項目	学 年	趣 旨
勤労・奉仕	第1学年及び第2学年	手伝いや仕事を進んで行う。
	第3学年及び第4学年	働くことの大切さを知り、進んで働くようにする。
	第5学年及び第6学年	働くことの意義を理解し、人や社会の役に立つことを考え、進んで仕事や奉仕活動をする。
公正・公平	第1学年及び第2学年	自分の好き嫌いや利害にとらわれないで行動する。
	第3学年及び第4学年	相手の立場に立って公正・公平に行動する。
	第5学年及び第6学年	だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく、正義を大切にし、公正・公平に行動する。
公共心・公德心	第1学年及び第2学年	約束やきまりを守って生活し、みんなが使うものを大切にする。
	第3学年及び第4学年	約束や社会のきまりを守って公德を大切にし、人に迷惑をかけないように心掛け、のびのびと生活する。
	第5学年及び第6学年	規則を尊重し、公德を大切にするとともに、我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、学校や人々の役に立つことを進んで行う。

〈 中 学 校 〉

項目	趣 旨
基本的な生活習慣	自他の安全に努め、礼儀正しく節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
健康・体力の向上	活力ある生活を送るための心身の健康の保持増進と体力の向上に努めている。
自主・自律	自分で考え、的確に判断し、自制心をもって自律的に行動するとともに、より高い目標の実現に向けて計画を立て根気強く努力する。
責任感	自分の役割を自覚して誠実にやり抜き、その結果に責任を負う。
創意工夫	探究的な態度をもち、進んで新しい考えや方法を見付け、自らの個性を生かした生活を工夫する。
思いやり・協力	誰に対しても思いやりと感謝の心をもち、自他を尊重し広い心で共に協力し、よりよく生きていこうとする。
生命尊重・自然愛護	自他の生命を尊重し、進んで自然を愛護する。
勤労・奉仕	勤労の尊さや意義を理解して望ましい職業観をもち、進んで仕事や奉仕活動をする。
公正・公平	正と不正を見極め、誘惑に負けることなく公正な態度がとれ、差別や偏見をもつことなく公平に行動する。
公共心・公德心	規則を尊重し、公德を大切にするとともに、我が国の伝統と文化を大切にし、国際的視野に立って公共のために役に立つことを進んで行う。

## 11 総合所見及び指導上参考となる諸事項

この欄には、児童生徒の成長の状況を総合的に捉えられるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により記入する。特に⑤のうち、児童生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記入する。

- ① 各教科や外国語活動、総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 進路指導に関する事項（中学校のみ）
- ⑤ 児童の特徴・特技、学校内外におけるボランティア活動など、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- ⑥ 児童の成長の状況にかかわる総合的な所見

※ 通級による指導を受けている児童生徒について、個別の指導計画を作成しており、通級による指導に関して記載すべき事項が当該指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能

## 12 出欠の記録

### (1) 授業日数の欄

ア この欄には、児童生徒の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。この授業日数は、転学又は退学等をした児童生徒を除いては、原則として、同一学年のすべての児童生徒は同日数となる。

イ 転学・退学又は転入学・編入学等をした児童生徒の取扱いは、次のようになる。

(ア) 転学又は退学等をした児童生徒については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日（学籍の記録の「転学・退学等」の欄の（ ）書きの日付）までの授業日数を記入する。

(イ) 転入学又は編入学等をした児童生徒については、転入学又は編入学等をした日以降の授業日数を記入する。

なお、転学又は転入学をした児童生徒については、そのための旅行日数はこの授業日数に含めない。

ウ 授業とは学校において編成した教育課程を実施することであるから、例えば、夏季休業期間中における児童生徒の出校日等は、それが教育課程として実施されたものでない限りは授業日とはみなさない。

また、学校教育法施行規則第63条（中学校の場合は、同法79条で準用）にいう非常災害等による臨時休業及び学校保健安全法第20条にいう学校の全部又は一部学年の全学級の臨時休業の場合は授業日とならない。

同一学年で、いずれか1学級以上で授業が行われている限り、その日はその学年における授業日となる。なお、具体的には次のように取り扱うこととなる。

(ア) ある学年で、全学級が同時に同日数の学年閉鎖をした場合は、各学級とも授業日に含めない。

(イ) 各学級が同日ではないが、共通の重なった学級閉鎖の日がある場合には、共通に重なった日だけを控除して授業日数に含めず、残余の閉鎖日数はそれぞれの学級の

授業日数とする。この場合、残余の閉鎖日数は、「出席停止・忌引等の日数」の欄に計上する。

- (ウ) いずれの学級も同日数でなく、また、共通に重なった日もない場合は、学年全体としてみれば、いずれかの学級が毎日授業をしているので、学年の授業日数から控除する日数はない。したがって、それぞれの閉鎖日数を「出席停止・忌引等の日数」の欄に計上する。

〈学校教育法施行規則〉

第63条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を教育委員会に報告しなければならない。(中学校の場合は、同法第79条で準用)

(2) 出席停止・忌引等の日数の欄

ア この欄には、児童生徒が出席停止を命じられたり、忌引等の理由で出席を要しないと認められた日数を記入するもので、この日数は欠席日数には含まれない。この欄に記入される日数は次のような場合が含まれる。

- (ア) 学校教育法第35条(中学校の場合は、同法第49条で準用)及び学校保健安全法第19条による出席停止の日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合
- (イ) 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合
- (ウ) 忌引の場合
- (エ) 非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することのできない事由で欠席し、校長が出席しなくてもよいと認めた場合
- (オ) その他教育上特に必要で、校長が出席しなくてもよいと認めた場合

〈学校教育法〉

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
  - 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
  - 三 施設又は設備を損壊する行為
  - 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- (第2項以下略)

〈学校保健安全法〉

第19条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

イ 忌引の日数は、児童生徒の場合、特に一般的な基準があるわけではないが、「学校職員の休暇の取扱いに関する規則」を参考にする。

○別表第1（第4条、第5条及び第11条関係）

(弔祭休暇) (1) 忌引 学校職員の親族（別表第2の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 (2) 祭日 配偶者、父母、子又は配偶者の父母	親族に応じ別表第2の日数の欄に掲げる日数  年各1日
---	----------------------------------

○別表第2（別表第1第31号関係）

親 族		日 数	親 族		日 数
配 偶 者		10日以内	姻 族	父 母	7日以内
血 族	父 母	7日以内		子	1 日
	子	5日以内		祖 父 母	1 日
	祖 父 母	3日以内		兄 弟 姉 妹	1 日
	孫	1 日		伯 叔 父 母	1 日
	兄 弟 姉 妹	3日以内			
	伯 叔 父 母	1 日			

ウ アの(エ)の場合は、学校教育法施行規則第63条に規定する非常変災その他急迫の事情がある場合の臨時休業があるが、これ以外にも、例えば児童生徒の家が火災や浸水の被害を受け、登校できる状況にない、あるいは強風のため倒壊したなどの理由により登校不能になるという例などもあり、そのような場合は、児童生徒の保護者の責任に帰することができないと認めて、出席しなくてもよい日数としてここに記入する。

また、感染症が流行した際、病気にかかっておらず、登校停止や学級閉鎖を受けない児童生徒でも、予防上の見地から保護者が児童生徒を出席させなかった場合にも、校長が妥当と認めればそれを出席しなくてもよい日とすることができる。

(3) 出席しなければならない日数の欄

この欄には、「授業日数」から「出席停止・忌引等の日数」を差し引いた日数を記入する。

(4) 欠席日数の欄

この欄には、「出席しなければならない日数」のうち病気又はその他の事故で児童生徒が欠席した日数を記入する。

(5) 出席日数の欄

この欄には、「出席しなければならない日数」から「欠席日数」を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として、児童生徒が運動や文化などに関わる行事等に参加した場合や不登校の児童生徒が適応指導教室等学校外の施設において相談・指導を受け又は自宅においてICT等を活用した学習活動を行ったとき、そのことが該当児童生徒の学校復帰のために適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名又は自宅においてICT等を活用した学習活動によることを記入する。

(6) 日数の書き方

日数については、該当する日数がない場合には、空白とせず「0」と記入する。

(7) 備考の欄

上記の(2)から(5)までにに関して、指導上特記すべき事項などを要約して、次のようなことなどを記入する。

ア 「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項

イ 欠席理由の主なもの

ウ 遅刻、早退等の状況

エ 不登校の児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、校長が出席扱いとして認めた場合、出席日数の内数として出席扱いした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名

## IV 取扱い上の注意

指導要録の作成、送付及び保管等については、次のような事項に留意する。

### 1 進学の場合

(1) 校長は、児童生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該児童生徒の指導要録（以下「原本」という。）の抄本又は原本の写しを作成し、これを進学先の校長に送付する。

(2) (1)において抄本を作成し送付する場合、その記載事項は、おおむね下記の事項を含むものとする。

ア 学校名及び所在地

イ 児童生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所

ウ 卒業年月日

エ 最終学年の各教科の学習の記録

オ 最終学年の総合的な学習の時間の記録

カ 外国語活動の記録（小学校）

キ 最終学年の特別活動の記録

ク 最終学年の行動の記録

ケ 最終学年の総合所見及び指導上参考となる諸事項

コ その他将来の指導上必要と思われるものがある場合にはその事項

## 2 転学の場合

校長は、児童生徒が転学した場合においては、以下により所定の書類を転学先の校長に送付する。当該学校には、その児童生徒の在学した期間のことについて記録した指導要録のみを残す。

	(1) 児童生徒が転学した場合	(2) 転学してきた児童が更に転学した場合	(3) 児童自立支援施設※を退所又は少年院を出院してきた児童生徒が転学した場合
送付するもの	○ 原本の写し	○ 原本の写し	○ 原本の写し
	○ 【小学校】 幼稚園等（特別支援学校の幼稚部も含む。）から送付を受けた抄本又は写し		
	○ 【中学校】 小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）から送付を受けた抄本又は写し	○ 転学してくる前に在学していた学校から送付を受けた写し	○ 児童自立支援施設又は少年院から送付を受けた指導要録に準ずる記録の写し

※県内の児童自立支援施設の手続きについては、通常の転入学を参照すること。

## 3 転入学の場合

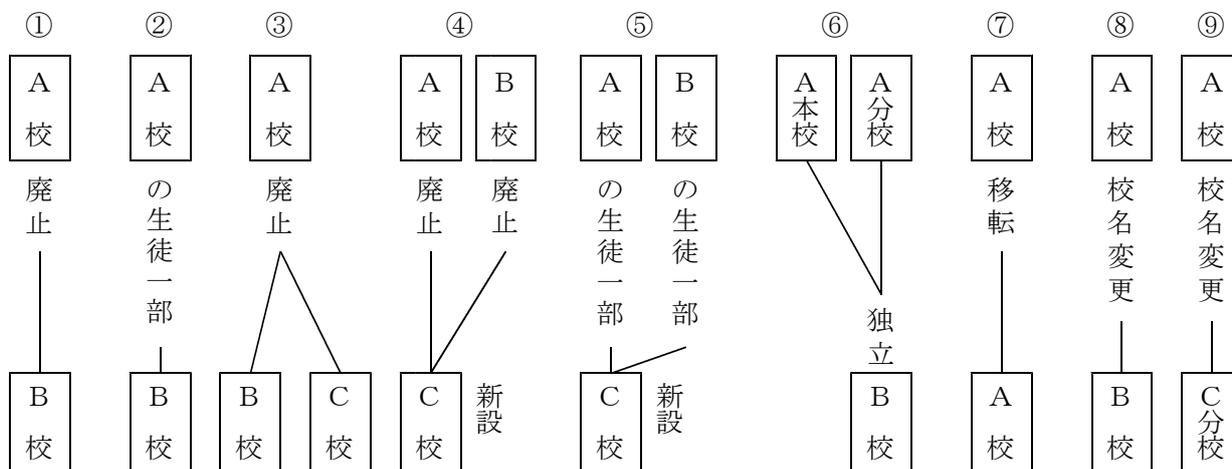
(1) 校長は、児童生徒が転入学してきた場合においては、当該児童生徒が転入学した旨及びその期日を、前に在学していた学校の校長に速やかに連絡し、当該児童生徒の指導要録の写しの送付を受ける。

（「転入学通知」の様式例、「指導要録写し・抄本受領回報」の様式例は、p.34参照）

(2) 児童生徒が転入学してきた場合、校長は、新たに当該児童生徒の指導要録を作成しなければならないが、送付を受けた写しに連続して記入してはならない。なお、転入学した児童生徒の指導要録については、その学校で作成した原本を上、送付を受けた写しを下に重ね綴りする。

## 4 学校統合、学校新設等の場合

学校統合や学校新設等には、下記のような場合が考えられる。記入及び保存の取扱いについては、所管の教育委員会の指示に従う。



①～⑤は転学・転入学の取扱い、⑥～⑨は校名又は所在地変更の取扱い。

## 5 退学の場合

- (1) 校長は、児童生徒が外国にある学校などに入るために退学した場合等においては、当該学校が日本人学校その他の文部科学大臣が指定した在外教育施設であるときにあっては、前項1「(進学の場合)」及び2「(転学の場合)」に準じて指導要録の抄本又は写しを送付するものとし、それ以外の学校などにあつては、求めに応じて適切に対応する。
- (2) 校長は、児童生徒が児童自立支援施設に入所又は少年院に入院した場合においては、前項2「(転学の場合)」に準じて、当該児童生徒の指導要録の写しを入院先の児童自立支援施設又は少年院の長に送付し、児童生徒の入院中の教育に資するものとする。

## 6 編入学の場合

- (1) 校長は、児童生徒が外国にある学校などから編入学した場合においては、編入学年月日以後の指導要録を作成する。その際、可能な限り、外国にある学校などにおける履修状況の証明書や指導に関する記録の写しの送付を受ける。
- (2) 校長は、児童生徒が児童自立支援施設を退所又は少年院を出院した場合においては、児童自立支援施設又は少年院の長の発行した証明書及び児童自立支援施設又は少年院の長の作成した指導要録に準ずる記録の写しの送付を受け、移った日以降の指導要録を作成する。
- (3) 校長は、就学義務の猶予又は免除の事由がなくなったことにより就学義務が生じ、児童生徒が就学した場合においては、就学した日以後の指導要録を作成する。

## 7 保存期間

- (1) 学校においては、原本及び転入学の際に送付を受けた写しのうち、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存する。
- (2) 進学の際、幼稚園又は小学校から送付を受けた抄本又は写しは、児童生徒が当該学校に在学する期間保存する。
- (3) 外国にある学校などへ入るための退学の場合、学齢を超過している児童生徒の退学の場合、児童自立支援施設若しくは少年院への入院などによる就学義務の猶予・免除の場合、又は児童生徒の居所が1年以上不明の場合には、原本及び転入学の際に送付を受けた写しは、校長が退学又は在学しないものと認めた以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存する。

## 8 その他

### (1) 原級留置の場合

原級留置となった児童生徒の指導要録には、当該の同じ学年についての記録が行われることになる。この場合は原級留置としたとき以後の指導要録を新たに作成し、その前の指導要録には「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に原級留置の旨、その年月日、学年及びその事由を記入し、新たに作成した指導要録と重ね綴りする。

新たに作成した指導要録の「学籍の記録」の欄に、氏名その他必要事項を最小限記入し、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、原級留置の学年、年月日を記入し、以後の学年に関する事項を記録する。

(2) 転学・退学の場合の保存

転学又は退学した児童生徒の指導要録については、速やかに全ての必要事項を記入し、所定の手続きをとるとともに、他の児童生徒とは別に整理し保存しなければならない。

また、児童生徒の居所が1年以上不明であるときは、在学しないものとして取り扱い、その指導要録は、別に整理して保存する。

(3) 対外的な証明書等の作成

対外的に証明書を作成する必要がある場合には、指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適切でないので、個人情報保護の観点や教育的な配慮の観点から、申請の趣旨を確認した上で、証明の目的に応じて必要最小限の事項を記載するように留意する。

(4) 通知表等の工夫改善

指導要録は、1年間の学習指導の過程や成果などを要約して記録するものであり、その様式や記載方法等を学校と保護者との連絡に用いるいわゆる通知表等にそのまま転用することは必ずしも適切ではない。したがって、学校においては、指導要録における各教科等の評価の考えを踏まえ、児童生徒の学習指導の過程や成果、一人一人の可能性などについて適切に評価し、児童生徒一人一人のその後の学習を支援することに役立つようにする観点から通知表等の記載内容や方法、様式等について工夫改善することが大切である。